

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター役員及び評議員等の報酬
並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第89条、同第105条及び同第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定時に関する法律第5条第13号及び公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター（以下「センター」という。）の定款第19条、同第36条及び同第38条の規定に基づき、センターの役員（理事及び監事）の報酬基準並びに役員、評議員、会長、副会長、参与及び顧問に対する費用弁償に関する支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 報酬は、常勤役員のみを支払できるものとし、通勤手当についても同様とする。

(報酬の支払方法)

第3条 常勤役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。その際、法令に基づき当該報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の決定基準)

第4条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表（役員等の報酬月額）に基づきその職務、資格等を勘案して理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表（役員等の報酬月額）に基づき、監事の協議によって決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当を支給する場合には、センター職員給与規程第13条から同第15条の規定を準用する。

(役員等の費用弁償の種類及び金額)

第6条 センターの常勤理事以外の理事、常勤監事以外の監事、評議員、会長、副会長、顧問、参与（以下「役員等」という。）が、職務のため出張したときは、センター職員旅規程に基づき、交通費、日当及び宿泊費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会、その他会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等を支給する。ただし、常勤の役員については、交通費実費弁償等を支給しない。

3 その他役員等がセンターの職務を行うに当たり経費が生じた場合、かかった実費を支払うこととする。

(費用弁償等の支払方法)

第7条 前条第2項にかかる支給は、同項の会議に出席する都度、現金により支払う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、センターの設立の登記の日から施行する。

別表（役員等の報酬月額）

号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	100,000	第7号	400,000
第2号	150,000	第8号	450,000
第3号	200,000	第9号	500,000
第4号	250,000	第10号	550,000
第5号	300,000	第11号	600,000
第6号	350,000	第12号	650,000